

一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会外来がん治療認定薬剤師認定規則

日本臨床腫瘍薬学会規則第5号

制定：平成25年6月 1日

改正 平成28年5月15日

改正 平成30年7月14日

（目的）

第1条 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会（以下「本法人」と略す。）外来がん治療認定薬剤師認定制度は、がん医療の進展に伴い拡大し高度化している外来がん薬物療法において、通院、在宅などで治療を受ける患者に対して薬剤師の専門性を生かしたより良質の医療の提供が求められているという社会的な要請に応えるため、外来がん薬物療法および関連する領域の知識および技術とがん患者のサポートの能力を備えた薬剤師を養成し、国民の保健、医療および福祉に貢献することを目的とする。

（認定制度）

第2条 本法人は、前条の目的を達成するため、「外来がん治療認定薬剤師認定規則」を制定し、外来がん薬物療法および関連する領域の専門家として一定水準以上の実力を有し、医療の現場において活躍する薬剤師を外来がん治療認定薬剤師として認定する。

（外来がん治療認定薬剤師）

第3条 外来がん治療認定薬剤師とは、外来がん薬物療法および関連する領域の知識と技術を用いて病院、診療所および薬局等の医療の提供の場において質の高いがん薬物療法を実践する者として、本法人が実施する外来がん治療認定薬剤師の認定の審査に合格した者をいう。

2 外来がん治療認定薬剤師の認定を受ける者は、以下の要件をすべて具備することを要する。

（1） 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。

（2） 薬剤師としての実務の経験を3年以上有すること。

（3） 本法人の正会員であって、申請の時点で会費が未納でないこと。

（4） 日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師であること。

(5) 本法人が認定するがん領域の講習または研修を60単位以上履修していること。

(6) 外来のがん患者のサポートの経験の事例を10例提出すること。

(7) 本法人が実施する外来がん治療認定薬剤師認定試験に合格すること。

(小委員会)

第4条 認定制度の実施のため、認定制度委員会に資格審査小委員会、技能評価小委員会、筆記試験小委員会および研修小委員会を設ける。

2 各小委員会の役割は、次の各号のとおりとする。

(1) 資格審査小委員会は、主に外来がん治療認定薬剤師の認定申請時およびその更新における資格の審査、ならびに他団体等より申請のあった研修会の単位認定を行う。

(2) 技能評価小委員会は、主に外来がん治療認定薬剤師の認定申請時に提出された事例の評価、面接試験の運営ならびに認定の判定業務を行う。

(3) 筆記試験小委員会は、主に外来がん治療認定薬剤師認定試験（更新を含む）の筆記試験の問題の作成および実施を行う。

(4) 研修小委員会は、主に外来がん治療認定薬剤師の育成を目的とした研修カリキュラム等の策定および更新ならびに研修の企画および運営を行う。

(事例査読員)

第4条の2

理事長は、提出された事例を査読して評価するために、学識経験者または会員のうちから事例査読員を若干名委嘱することができる。

2 事例査読員の氏名は非公開とする。

3 事例査読員は、技能評価小委員会と協力して、提出された事例の評価を担当するものとする。

(試験作成員)

第4条の3

理事長は、筆記試験問題の作成のために、学識経験者または会員のうちから試験作成員を若干名委嘱することができる。

2 試験作成員の氏名は非公開とする。

3 試験作成員は、筆記試験小委員会と協力して、認定およびその更新の筆記試験問題を作成するものとする。

(面接試験員)

第4条の4 理事長は、面接試験の実施のために、学識経験者または会員のうちから面接試験員を若干名委嘱することができる。

2 面接試験員の氏名は非公開とする。

3 面接試験員は、技能評価小委員会と協力して、面接を担当するものとする。

第4条の5 削除

(申請)

第5条 外来がん治療認定薬剤師の認定を受けようとする者は、第3条第2項(1)から(6)までに掲げる要件を満たしていることを証明する書類とともに認定申請書を提出し、審査を受けなければならない。

(認定試験)

第6条 申請に対して、外来がん治療認定薬剤師認定試験(以下、認定試験という。)を実施する。

2 提出された書類により、認定の資格を満たし、かつ提出された事例が評価可能であると確認された者に対して、認定試験を実施する。

3 認定試験は、筆記試験および面接試験により構成される。

4 筆記試験の可否の判定は、筆記試験小委員会が行う。

5 筆記試験の合格者は、面接試験を受けることができる。

6 筆記試験の合格者が、受験した年の翌年に認定試験を再受験する場合は筆記試験を免除する。ただし、この場合、申請書類は新たに提出するものとし、資格および事例について条件を満たすかどうか、改めて確認する。

(審査・認定)

第7条 技能評価小委員会は、面接試験を受験した者について提出された書類および認定試験の成績を総合的に評価して、外来がん治療認定薬剤師の認定の可否を審査する。

2 外来がん治療認定薬剤師の認定は、技能評価小委員会の審査および理事会の議決によって理事長が行う。

3 理事長は、外来がん治療認定薬剤師として認定された者に認定証を交付する。

(登録)

第8条 理事長は、外来がん治療認定薬剤師の認定証の交付を受けた者を本法人

に備える名簿に登録し、その氏名および所属する施設の名称を本法人のホームページに公表する。

（認定の更新）

第9条 外来がん治療認定薬剤師の認定の期間は、3年間とする。

2 認定されてから3年間のうちに外来がん治療認定薬剤師の認定の更新を受けなかったときは、外来がん治療認定薬剤師の認定の資格を喪失する。

3 やむをえない事情があると認められる者に対して、理事長は、資格審査小委員会による審査および理事会の議決によって外来がん治療認定薬剤師の認定の更新の期限を1年毎に最長3年まで延長することができる。

（認定更新の条件）

第10条 外来がん治療認定薬剤師の認定の更新を受ける者は、以下の要件をすべて具備することを要する。

（1）過去3年間継続して本法人の正会員であって、更新の申請の時点で会費が未納でないこと。

（2）認定を受けている3年間のうちに、本法人が更新のために必要として別に定めるがん領域の講習または研修を60単位以上履修していること。

（3）認定を受けている3年間のうちに、本法人の主催する学術大会に少なくとも1回参加していること。

（4）認定を受けている3年間のうちに、本法人が更新のために必要として別に定める講習会または研修を履修していること。

（5）本法人の定める更新試験を受験して合格すること。

第11条 外来がん治療認定薬剤師の認定の更新を受けようとする者は、第10条（2）から（4）までを満たしていることを証明する書類とともに更新申請書を提出し、審査を受けなければならない。

（更新試験の受験）

第11条の2 更新の申請を受理された者は、当法人の定める期間のうちに、当法人の定める方法によって、更新試験を受験しなければならない。

（更新の審査・認定）

第12条 外来がん治療認定薬剤師の認定の更新の審査は、提出された書類および更新試験の成績に基づき資格審査小委員会が行う。

2 外来がん治療認定薬剤師の認定の更新は、資格審査小委員会の審査および理

事会の議決によって理事長が行う。

(認定の取消・喪失)

第13条 外来がん治療認定薬剤師として認定された後、外来がん治療認定薬剤師としてふさわしくない行為があった場合または外来がん治療認定薬剤師として不適と認められた場合には、理事長は、資格審査小委員会の審査および理事会の議決によって認定を取り消すことができる。この場合、当該者に対して議決の前に弁明の機会が与えられなければならない。

2 日本国の薬剤師免許を取り消されたときは、その時点において外来がん治療認定薬剤師の認定の資格を喪失する。

3 本学会を退会したときには、退会の時点において外来がん治療認定薬剤師の認定の資格を喪失する。

4 外来がん治療認定薬剤師の認定を辞退したときは、その時点において外来がん治療薬剤師の認定の資格を喪失する。

5 外来がん治療認定薬剤師の認定の更新を申請しなかったときまたは認定の更新を認められなかったときは、認定の更新の期限の経過の時点において外来がん治療認定薬剤師の認定の資格を喪失する。

(その他)

第14条 本規則に定めるもののほか、本規則の実施について必要な事項は別に定める。

附則

本規則は平成25年6月1日から施行する。

本規則の改正は平成28年5月15日から施行する。

本規則の改正は平成30年7月14日から施行する。